相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市寺田縄一〇六〇番地、最後の住所神奈川県平塚市南原一丁目四番三五号　被相続人　亡　金田　冷子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

神奈川県小田原市本町二丁目三番二四号青色会館二階　杉崎茂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古田　玄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県滑川市大町一七四九番地、最後の住所新潟県上越市本町二丁目一番一〇号　被相続人　亡　石尾久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

新潟県上越市東本町四丁目七番五二号

相続財産管理人　阿部貢一良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市大泉一一四番地一、最後の住所石川県金沢市北安江四丁目一七番二九号　被相続人　亡　福島　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

石川県金沢市東力町イ一番地

相続財産管理人　中嶋　武司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市深沢一一〇一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙村　ヨネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

静岡県沼津市三園町二番二九号

相続財産管理人　弁護士　小川　良昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市中区野口町一六三番地、最後の住所浜松市中区和合町三一五番地の三六三　被相続人　亡　石津　昌一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

浜松市中区板屋町五〇七　清水ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　外山　弘宰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市平田町六九九番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉江　常弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

事務所滋賀県彦根市旭町六番二二号田中ビル二階

相続財産管理人　弁護士　若山　桃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区南恩加島二丁目二番地八、最後の住所大阪府門真市元町五番二二―五〇二号　被相続人　亡　岡島　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館A八〇二

相続財産管理人　弁護士　平野　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐湯本町栄田一番地、最後の住所神戸市兵庫区塚本通二丁目二番一四号　被相続人　亡　佐分利　潤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

神戸市中央区明石町四八番地　神戸ダイヤモンドビル八階　六甲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅田　修宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区玉造元町五番地二一、最後の住所奈良県香芝市瓦口七番地一〇　被相続人　亡　下永　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

奈良市登大路町三六番地大和ビル四階

相続財産管理人　弁護士　吉田　恒俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県岩美郡岩美町大字大羽尾三四七番地二、最後の住所鳥取県境港市上道町二〇五三番地一新さかい幸朋苑　被相続人　亡　秋田　正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

鳥取県境港市福定町二三八番地、事務所鳥取県境港市湊町二〇番地

相続財産管理人　川田　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市美談町一三六一番地、最後の住所島根県出雲市古志町一一六二番地五県営団地二―一二号　被相続人　亡　水　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

島根県出雲市今市町三六番地九

相続財産管理人　成瀬　達郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市川中本町一丁目九番、最後の住所山口県下関市川中本町一丁目九番二七号　被相続人　亡　河根　勝長

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

山口県下関市細江新町三番四五号

相続財産管理人　司法書士　荒井　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西宇和郡伊方町二見甲二七〇番地、最後の住所愛媛県西宇和郡伊方町二見甲三九〇番地一〇　被相続人　亡　山田　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

愛媛県西宇和郡伊方町九町一番耕地一五一三番地三　相続財産管理人　山口　剛宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸郡安田町大字東島八二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　北川　速雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日

高知県室戸市浮津一番町一六番地

相続財産管理人　菊野　秀治

定時社員総会開催延期のお知らせ

平成二十五年五月開催予定の平成二十五年度定時社員総会は、事務手続きの都合により延期するのでお知らせします。

平成二十五年五月二十八日

兵庫県三木市口吉川町大島字行司谷一八七番地三

有限責任中間法人みなぎの会

代表理事　小林　晉